

令和4年第1回広尾町議会定例会 第3号

令和4年3月8日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子

住 民 課 主 幹	西 脇 秀 司
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 樹
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 正 樹
兼老人福祉センター所長	宝 泉 大 子
地域包括支援センター長	村 上 洋 子
兼健康管理センター長	宝 泉 大 子
健康管理センター次長	三 浦 直 子
健康管理センター次長	雄 谷 幸 裕
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭 力 美
子育て世代包括支援センター長	佐 藤 清 まゆみ
認定こども園ひろお保育園長	成 田 まゆみ
認定こども園ひろお保育園副園長	西 脇 優 子
兼豊似保育所長	成 田 まゆみ
特別養護老人ホーム所長	金 石 輝 義
兼養護老人ホーム所長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼町営牧場長	平 浩 則
水産商工観光課長	室 谷 直 宏
建設水道課長	前 田 憲 一
建設水道課長補佐	三 上 昌 樹
建設水道課主幹	北 藤 盛 通
建設水道課主幹	小 川 浩 司
兼下水終末処理センター長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨 弘
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委員 長 辻 田 廣 行
併 書 記 長 山 岸 直 宏

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員 大 林 忠
併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫
併 書 記 長 山 岸 直 宏

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 今 村 弘 美
事 務 局 長 寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基
事 務 局 次 長 保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補 齊 藤 香 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、6番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、町営キャンプ場についてになります。

昨年3月11日に行われた令和3年度の「予算審査特別委員会」において教育長のほうから、「キャンプ場は、青少年健全育成のための施設であり、来場数の推移からも一定程度の役割は終えた」との発言がありました。その上で、今後のキャンプ場をどうするかは町として判断するべきものだと認識を示され、また、判断の期間は1年間の猶予が欲しいとの答弁もございました。それから1年がたった現在、担当部署はどこを中心に話を進めているのか。また、この1年間の議論や取組の推移と現状の認識、キャンプ場をなくすのか継続するのか、継続していくならどのような形を考えておられるのかを教育長にお聞きします。

また、様々なアンケートなどで町民の声として「町民が気軽に集い、楽しめるキャンプ場が欲しい」との声や「都市部との交流人口を増やす場」として、また、町内商工業者との連携により経済の活性化を図る案や、「日高山脈襟裳国定公園の国立化への格上げに伴って、町の財産である自然環境のPR活動や環境保全・利用の拠点としての機能を有するキャンプ場」などの様々な意見が寄せられており、第6次まちづくり推進総合計画にも密接に関連する重要な施設になると認識しておりますが、そのようなまちづくりの観点からのキャンプ場の在り方や今後の展望などを町長から伺いたいと思います。

2点目は、子どもへのコロナウイルスワクチンの接種についてになります。

5歳から11歳の町民に対するコロナウイルスワクチンの接種が4月より開始されるとのことですが、子どもへのワクチン接種に関しては試験数が極端に少なく、先月の2月21日の国会質疑においても、子どもに対するワクチン接種後の副反応や後遺症についての情報集積についてはこれから行っていくことになるとの政府側答弁がありました。そもそもの情報が不足していることから来る不

安の声が、今回のワクチン接種に該当する子どもの保護者からも上がっている現状があります。

そこで、町長にお聞きします。子どもへのワクチン接種には事前の問診や副反応への対応などから小児科医が担当することが望ましいと思いますが、その体制はどのようにされるのか。また、ワクチンの接種量や希釈量、注射器なども今までのものとは異なることから、打ち間違いに対する懸念もありますが、その予防策をどのように行っていくのか。そして、そのような様々な不安を解消していくためには、今行っている接種に関わる広報活動よりも、さらに丁寧な情報発信が不可欠だと思いますが、これらのことへの対応や取組を伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 松田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、野外活動施設を所管しているのは、社会教育課であります。この1年間、町部局とともに十勝管内のアウトドア団体やアウトドア会社の方々と会合を持つなど、外部からの助言をいただきながら野外活動施設の今後について検討を重ねてまいりました。また、まちづくり町民みらい会議においても、キャンプ場について意見が出されたところであります。

野外活動施設再開にはトイレの修繕や安全対策など多額の経費が必要となることや、魅力ある施設にするためにはどのような形態にするのか、また、運営方法はどのようにするのかなど検討課題が多く、役場内で野外活動施設の今後について合意形成がされていない状況にあります。1年間の猶予を欲しいとお願いしたところでございますけれども、結論が出せていないことを誠に申し訳なく思っております。

今後、課題解決に向け、町民の皆様方から多くの意見をいただくとともに、役場内での合意形成に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問にお答えいたします。

町営キャンプ場の展望についてであります。

近年のアウトドアブームによりまして都市部の住民が地方の自然に囲まれた環境を求めるニーズの高まりを受け、広尾町においても、第2期総合戦略の中に「野遊び」による地方創生の推進」という事業を新たに盛り込みました。この事業は、広尾町の豊富な自然を生かした様々な体験事業を展開し、その場所に行かなければ体験できないこと、食べることができないもの、見ることができない景色や会うことのできない人などをアピールし、「また来たくなるまち」を目指すものであります。

令和4年度は、広尾町におけるアウトドアの取組がどうあるべきかについて、様々な機会を通じ町民の意見やアイデアを伺ったり取組を実践したりして、町の活性化と経済への波及につながる仕組みをつくっていきたくと考えております。シーサイドパークキャンプ場については、改修費が多くかかるなどの課題もありますが、広尾町のアウトドアの取組を推進していくため、教育委員会と連携してまいります。

次に、子どもへの新型コロナワクチン接種についてであります。

小児へのコロナワクチン接種につきましては、接種における安全性の確保や副反応への対応を考慮いたしまして、町内で唯一小児科を標榜している広尾ファミリークリニックで一元的に行う予定で調整しております。

小児への接種では、5歳から11歳用ファイザー新型コロナワクチンを使用し、12歳以上のものと比べまして1バイアル当たりの接種回数や1回当たりの接種量、使用する注射器などが異なりますので、ワクチンや注射器をそれぞれ分離させて保管し、希釈や注射器への充填作業では細心の注意を払い、12歳以上の接種との同時接種を行わないなど、医療機関との連携によりワクチンの取り扱いや打ち違いの防止対策を徹底いたします。

小児への接種の実施に当たり、副反応に関する情報提供につきましては、これまでどおり国の公表データなどを広報紙や公式ウェブサイトでお知らせするほか、接種券の発送でも副反応に関するチラシを同封いたします。また、健康管理センターに設置している相談窓口でワクチン接種に関する相談に応じるほか、より専門的なことや接種後の副反応などに関することについては、かかりつけ医や北海道の相談窓口にご相談していただくよう呼びかけてまいります。

新型コロナワクチンの接種は、有効な感染防止対策といたしまして町民の皆さんに受けていただくよう推奨しておりますが、接種は強制ではありません。とりわけ小児への接種は、臨床試験などから有効性が確認され、現時点で安全性に重大な懸念は認められないと報告をされておりますが、オミクロン株に対する発症予防効果や重症化予防効果に関する知見が必ずしも十分ではないことから、予防接種法上の努力義務が適用されておられません。ワクチン接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解された上で接種するかどうかの判断をしていただくものでありますので、そのためにもしっかりと情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） まず、1点目の再質問から行いたいと思います。

ただいまの答弁をいただきまして、キャンプ場の存続をシーサイドパークに限定せず、ゼロベースで一から検討し直すという認識でよろしいでしょうか。また、これから議論の方向性によっては広尾町からキャンプ場がなくなる可能性もあるとのことでしょうか。

それと、そういったことも含め、今後のキャンプ場を考える会議や検討の場を設けるに当たって、中心になって進めていくのは今までどおり社会教育課が担当するのか、それとも何か違うお考えが

あるのか、町長に伺います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） お答えさせていただきます。

今、答弁で申し上げたとおり、町のキャンプ場の展望については、今後あらゆる機会を通じましていろいろな方のご意見をお聞きし、また、役場庁舎内でもアウトドア、どうあるべきかというところの展望を開いていきたいというふうに思っております。

主体的なポジションについては、今までどおり社会教育課が担当しているわけでありますから、方向性が出るまでは社会教育課が主導的に行って、方向性が出ればその部署について移るといふ、そういうことを行ってまいりたいというふうに思っているところであります。

キャンプ場については、いずれにいたしましても総合戦略の中でも位置づけしております。やっぱりアウトドア指向、特にコロナ禍にあって、アフターコロナにあって、今、本当に注目をされている分野でありますから、その辺の取組についても、しっかりと行ってまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） キャンプ場は、いずれにしてもなくなることはなくて、進めていただけるといふことで認識いたしました。

昨年、青少年健全育成の場としてのキャンプ場は一定程度の役割を終えたとの認識を示されましたが、今後、日高山脈襟裳国定公園が国立公園となれば、国立公園地域のキャンプ場ということになり、広尾に住む子どもたちにとって、身近な自然が実は日本の中でとても貴重なものだけということが客観的に認識でき、その貴重な自然の中での野外活動が学びや気づきにもつながるものだと思います。そして、そのような体験がひいてはふるさとを誇りに思う気持ちにもつながっていくものと思いますが、そのような考えについて教育長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） まず、あの場所がいいのかという、町長にご質問があったのですけれども、現時点、野外活動施設という施設を所管しているのは教育委員会でございます、あの施設しか私は考えておりません。

それから、個人的に私もキャンプ場の必要性は十分認識をしております、早く再開したいというふうには考えております。先ほど町長もおっしゃいましたけれども、所管しているのが社会教育課でありますので、方向性が決まるまでは社会教育課が中心となって内部での検討に入りたいというふうに考えております。

キャンプ場と隣接した場所にオオバナノエンレイソウという群生地がございます。ここは日本最大級の群生地だというふうに言われていますし、以前から北海道大学が調査研究に入っていると。私どもの中学生の環境教育にもお手伝いをいただいているところでもあります。そういう場所でもありますので、教育委員会といたしましては、そういう自然環境を大事にしながらオオバナノエンレイソウの群生地と隣接するキャンプ場、これを十分に生かしていきたい、そういう考えでいますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） キャンプ場の問題を考えるに当たっては、担当部署や関係団体の垣根を越えた取組が多様な意見やアイデアを引き出し、持続可能な開発を生み出す観点からも最も必要なことと思いますが、今、そういった社会教育課で中心になって担うというお話がありましたけれども、早い段階から垣根を越えた部署、団体等の構成員で取り組んでいかれるようなお考えはあるのでしょうか。町長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この問題につきましては、昨年この場で議論をいただきまして、それ以降、去年でも6回にわたっていろんな打合せ会議、関連の会議を行っているところであります。今日、その結果、提案に至らなかった点につきましては、その取組の不足については、本当に申し訳なく思っているところであります。

キャンプ場の必要性等につきましては、町部局、それから教育委員会部局も必要性を認めているところであります。今後どういう方向性なのかをしっかりと見極めながら取り進めていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） これで1点目、最後の質問にしたいと思いますが、今後キャンプ場をどうするかについては、昨年、教育長が1年間と区切ったように、もう一度期限を設けた中で着実に議論を深めて方向性を示していただくことが町民に対して必要なことと思いますが、見通しとか、開設するまでの段階でも構わないので、例えば1年間以内にある程度の答えを出していただくとかという期限を区切ったようなお考えを示していただくことはできるでしょうか。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 仮の話で申し訳ありませんけれども、今のシーサイドパークを再開させるとな

れば、トイレの改修、それから水飲み場の改修があります。結果が、方向性が出て、仮にあそこの場で再開をするとなると工事に期間を要します。当初予算で提案をしたら夏のキャンプには工期的に間に合いません。そうすると、今年中に方向性を出して来年の当初予算に提案すれば、オープン は再来年になってしまいます。そういう点でいけば、また遅れるわけでありますから、方向性を出す期間をやっぱり早急にスピード感を持って対応して、来年オープンするとすれば今年中に工事の再開をしなければなりませんし、じっくり、やっぱり今後の将来のこともありますから、そういうふうにすればオープンは再来年になるということになってしまいます。

いずれにしても、しっかりとした方向性、スピード感を持って取組を進めたいと思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） それでは、2点目のワクチン接種についての再質問に移りたいと思います。

子どもへのワクチン接種に小児科医が対応することや、打ち間違いを未然に防ぐ取組に対応されていることが分かりましたが、広報の在り方については、少し掘り下げて再質問させていただきたいと思います。

帯広市などでは、今回、子どもへのワクチン接種に該当する児童の保護者を対象に意向調査等を実施されていますが、広尾町ではそのような取組があるのか、また、あればその内容等をお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、子どもの接種につきましたのアンケートの関係であります。

本町におきましても5歳から11歳までの対象者293人の方がいらっしゃいまして、その保護者に対しましてアンケート調査を実施しております。回答につきましては212名の回答で、回収率は72.4%でありました。

内容でありますけれども、接種を「希望する」と回答した保護者は95人、率にして44.8%であります。「検討している」という回答につきましては18人、率にして8.5%、「希望しない」と回答した保護者の方は99人で、率にして46.7%、そのような結果であります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） ただいま伺いました意向調査で、対象児童の半数近くの保護者が接種をさせたくないということや、先ほどいただいた答弁の中でも、予防接種法上の国民への努力義務が今回の子どもに対するワクチン接種に対しては情報の不足により外されていることから、保護者の間では情報不足による不安が払拭されないままのワクチン接種になると思います。

ぜひ、そのような認識に基づいて、これまで以上に丁寧な広報の活動と相談への対応を再度お願

いして質問を終わりたいと思います。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 広尾町における新型コロナウイルス感染症の後遺症及び副反応の実態についてお聞きします。

1回目、2回目と接種回数が多くなるにつれ、その後遺症やワクチンの副反応に苦しむ人が増えると思われまます。昨年からの私の一般質問の場におきまして、町としての適切な対応がこれについては求められるというふうに何度か聞いておりますが、今回も再度同じ質問をするわけです。その理由は、刻一刻とワクチン接種後の副反応について、その増加、また、科学的見地からのワクチンの不確かな論文や意見が公にされているからであります。

今年2月23日、日本経済新聞の丸々1ページ、見開きのいわゆる半分の1ページにおいて、ある会社社長からの意見広告が登場しました。そのタイトルは「お子さんやお孫さんにワクチンを勧める前に」というタイトルと、副タイトルが「厚労省ホームページなどから「未成年接種」を考える」というタイトルでありまして、このベースとなるものは、厚労省のホームページからのものであります。これを基軸にして、いろいろな意見や広告をしているわけでありまして。この辺については松田議員とかぶるところがありましたら、それについてのお答えは必要ありません。

そして、この新聞広告について少しだけ説明させていただきたいと思いますが、このような新聞広告については、新聞自体の社会的使命のために倫理の向上や読者の信頼に応えるべく倫理綱領というのがありまして、真実を伝える、紙面の品位について十分考える、そして関係する法規に違反していない、そしてまた、広告掲載基準というのがありまして、次のものであります。次のものは掲載できません。責任の所在が不明確なもの、そして内容についても不確かなもの、そして虚偽または誤認されるおそれのあるもの、この点できちんと審査をクリアしたものが掲載されることになっています。ですから、日本経済新聞社としても、この広告についてはそのような基準を満たしているものとして、これを掲載したものと考えます。

この意見広告の中で特筆すべきことは、未成年者がワクチンを打つことによって多くの重篤者や死亡者が出てしまっているということでありまして。昨年10月には、13歳の少年が新型コロナワクチンを接種した4時間後に入浴し、浴槽内で水没しているところを発見されました。また、未成年者のワクチン副反応疑い報告は既に1,606人に上り、そのうち重篤者は387人、後遺症8人、死亡者は5人に上っています。「本末転倒な状況に陥っているのかもしれない」というふうに意見としてあります。

そして、このことについては大阪府の泉大津市の市長が、子どもたちへの予防接種については、この町のホームページに動画として載っているのですけれども、まず健康な子どもへの接種に合理性を見いだせない3つの理由として、「エビデンスがない」。オミクロン株については5歳から11歳の直接のデータは現時点で存在しない。これは厚労省の大臣が答弁しています。そして、2番目に「健康な子どもの重症化は極めてまれ」であるというふうを書いてありまして、5歳から11歳の発

生届時の肺炎以上の割合は0.08%というふうにあります、これもワクチン分科会で公表されています。そして、3番目の理由については、「副反応リスクが高い」。今、言ったように重篤者の副反応は398人で、これも分科会において出されています。

また、特筆すべきことの3つ目なのですが、このもともとの広告は未成年者に対する接種についてでありますけれども、同時に未成年者にとって有害なものは当然大人にとっても有害であって、コロナワクチン接種後の死亡者の中で、医者がワクチンの影響を疑って厚労省に報告した事例が1月14日時点で1,444人に達している。しかし、ワクチン接種について厚労省は一人として因果関係を認めていません。ですから、そのときたまたま亡くなった。しかしながら、この接種後亡くなった方の大多数が、その日か次の日か1週間以内に亡くなっています。こうした理由から、この報告書については怪しいと考えるわけでありまして、私もそう思います。

そして、次にワクチンの安全性についてですけれども、ご存じのように心筋炎の症例が多く、このことについては厚労省も認めております。その病気については認めています。そして、「その理由は、今回のワクチンが人体に用いるのが初めてであり、一部「臨床試験中の実験試薬」だからだ」というふうにこの意見広告はしています。そして、「それは人体への長期的な影響に誰にも予見できないことを意味する」というふうに述べております。

また、ワクチンが生殖機能に及ぼす影響についても、製薬会社が厚労省に提出している動物の実験の概要文のところには、「ワクチンの成分が卵巣や精巣上体にも集まる動物実験のデータがある」というふうにしてあります。厚労省のページについて、このことについては「新型コロナワクチンも含め、これまでに日本で使用されたどのワクチンも、不妊の原因になるという科学的なデータは報告されていません」と書かれていますが、京都大学の井上名誉教授は、「コロナワクチン接種は始まったばかりであり、不妊の根拠が報告されるとしたら、これから数年～数十年後のことである」というふうに言っています。

以上、特筆すべきほかの中で、そしてこの意見広告の中には、国民自らが情報を取りに行くことが大事だと、そして「新聞や本など様々な情報に触れ、ワクチン接種のメリットとデメリットを正しく理解することが、今、国民一人一人に求められている」というふうに、大変私もこの記事、広告を見まして、基本的には厚労省のホームページを土台としていまして、非常に穏やかかつ本当にそれぞれの命に関わって、非常に国民の全体の命を危惧してこの広告を出しているわけで、この広告が、ちょっと蛇足であります。2,000万円ちょっとの金額でこれが広告できるそうで、そして同時にクラウドファンディングで2億円ぐらい集まったので、まだ幾つかの新聞に掲載するというふうに予定しているということでもあります。

そのほかの状況として、私はここで町長に具体的にも聞きたいとは思いますが、総括的でもいいですけれども、スウェーデンという国では、子どもの接種についてはやらないというふうに国で決めています。そしてまた、アンケートによりますと、日本の医師に対して「子どもへのワクチン接種についてどう思いますか」ということについては、7割以上の医師が「勧めない」と、そういうふうに言っています。

そして、ロート製薬という製薬会社がありますけれども、この会社はワクチンを作っていないか

らどうのこうのではないと思うのですけれども、ここの山田邦雄さんという代表取締役の会長は、このように述べています。「ワクチンでは感染が防げないことが事実として明らかになっているにもかかわらず、これを義務化したりパスポートにしようとしているのは非常に懸念される。科学的に合理的でないことを強制するのは、もはや民主国家とは言えない」。そして、タマホームという会社もこの辺のスタンスは同じようなのですけれども、ワクチン接種者、会社で社員がいた場合には、自宅待機にするという判断をしているらしいです。そして、このロート製薬の山田会長は、こういうふうに言っています。「私の会社も14社ありますが、一人もワクチンを打っていません。ワクチン接種したら解雇します。従業員の安全を守るのは、トップとして当たり前のことだから」というふうに言っています。

確かにアメリカのファイザーの会社のほうでも上部の人たちはしていない人が結構いるということとは皆さんもご存じかと思います。

そして、あと幾つかの例として1つ、今回3回目に接種しようとしているワクチンについて、この前、私、テレビで見たのですが、期限切れのものが多数あって、その期限を、日付を訂正して、そして自治体が使っているということなのですけれども、それはファイザーのほうであと1月、2月は大丈夫だというお墨つきをもらったからこそ、それを使っているのでしょうかけれども、果たしてそのような期限切れのものが広尾町にあったのか、ないのか、そして直したのかどうか、その辺についても一応情報として私は知りたいと思います。

そして、この件について同調圧力という、信号ではないのでしょうかけれども、このことについてもちょっと聞きたいのですけれども、町としてこのような同調圧力が各事業所においては行われる可能性があります。先ほどの新聞広告の中にもあるのですけれども、やはり自分がワクチンをするに当たっては、最初の頃、相手のため、自分の家族のために自分もワクチンを接種しないとほかの人うつるからというような感覚で、みんなでしょう、全体としてしようというふうになりましたけれども、もはや集団免疫というのは存在しませんし、どのお医者さんも必要というふうには言っていない。ただ、重篤化、重症化しないためにこのことをするということを言っていますけれども、いろんな場面で私はこの同調圧力が無言のまま押し攻めているのではないかというふうに思いますけれども、町として、この辺のことについては、もちろん強制ではないというふうに言っているとは思いますが、果たしてパーセンテージ的に個人の意思によってこれをしないというふうに言っている人たちが何%ぐらいいるのか、そのことについても分かれば聞きたいし、町として、かなりの大きな事業所を取り扱っている役場としてもその辺の数字が必要ではないかと思うので、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

そして、2番目の質問であります、ホームページについての質問です。

ほとんど全ての自治体がそれぞれのホームページを持っている時代でありまして、そのほかお知らせやメッセージ、そして宣伝を積極的に行っているわけでありまして、町民はもちろん、ほかの多くの人に見てもらうためには、日々新しい話題や面白さや使いやすさ等々を、他町村のものをその都度参考にしたり、定期的に見比べをすることなどして、そのような努力が必要かと思えます。

また、リーダーであるところの町長からのメッセージなども工夫や新しい試みがあってもよいの

ではないかと思います。他町村のホームページも、私、幾つか見ましたが、例えば近場では浦幌の町長あたりは毎月メッセージを出していると。ただ、役場の場合、よく言われていたのですけれども、議会にまだ告げていないものを先に住民に知らせるということはまずいというような、そういう論理もあります。それは確かに言えます。しかしながら、私が言うのは、執行する中で、認められた予算の中でももちろん執行するわけですから、その執行する中でいろんな要素、要望なりをいただいたり、そしてこのように少しだけ方針が変わったとか、そういう内容について住民として知り得るべきことが、3か月に1回のこの議会ではなくて、常に住民に対して知らせる義務もあるし、町民にとってもそのことが非常に助かるのだと思いますので、その辺についてもお聞きしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えをいたします。

町における新型コロナウイルス感染症の後遺症及び副反応の実態についてであります。

新型コロナワクチンの接種によって健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度により迅速に対応いたしますが、注射した部分の痛みや発熱などの副反応につきましては、そのほとんどが接種した日の翌日、長くても数日で回復するため、町といたしまして特別に関与することは想定しておらず、小児への接種につきましても同様に考えております。

ワクチン接種は有効な感染防止対策といたしまして町民の皆さんに受けていただくよう推奨しておりますが、接種は強制ではないわけでありまして。接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解された上で自らの意思で受けていただくものでありますので、接種を希望されない方の意思についても尊重しなければならないと考えております。職場や周りの方などに接種を求めたり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることがないように、これまで防災行政無線の町内放送や広報紙などで町民の皆さんに呼びかけておりまして、理解をいただいているものと認識をしているところであります。

今お聞きされましたワクチンの使用期限の問題であります。国から通知が来ておりまして、期限の延長が通知されております。モデルナにつきましては、3か月の延長であります。既に使用しております。ファイザーにつきましても、3か月の延長が国から通知が来ているところであります。これから使用する予定であります。

次に、町のホームページについてであります。

令和2年3月に公式ウェブサイトの全面リニューアルを行いました。その中に町長室というページを設けて、プロフィールや執行方針、交際費の情報に加え、町長が出席する行事予定やその結果などを公表しております。

質問にありました町長としての考え方等をホームページで発信してはというご提案であります。

現在、情報発信につきましては、広報紙やホームページ、防災行政無線放送など従来の方法に加えまして、SNSによる発信も可能となるなど、多種多様であります。今後も発信する情報の性質に合わせ、柔軟に使い分けをしていきたいと考えております。新型コロナウイルスに関する情報で言えば、町民に対し緊急に注意をお願いするときには、町長の肉声で防災無線放送を行ったり、公式ウェブサイトから町民に対するメッセージ文を掲載したり、いろいろな方法を併用しているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 副反応については、私も会うたびに、どうですか、どうしてですかということには必ず聞くようにして、メモして何かのときに、個人情報という問題はあるけれども、そういうことをいただいています。そして、本当に私自身が、個人的なことを言いますと私自身も少し、軽いか軽くないのか分からないですけれども、副反応があったことで、いろんな人に聞いて、こういうふうに痛いというのは、ああ、私と同じだなとか、頭痛から何からいろんなものがありました。そして、これについては、今、町長が、このことについて私は2、3回同じことを聞いていますけれども、同じような答えで一貫しているわけですが、先ほど述べたように、例えば泉大津などではこのようにして、駄目だとは言っていないけれども、非常に合理性がないというふうにはっきり言っています。私は、こういうふうに言っている町に住む人と、言わないで村瀬町長が言うような形でお知らせしているところと、いろんな、これも副反応と同じように千差万別にこれからもなっていくと思います。そうしたときに、もしトラブルができたときに、幾ら国がこのように書いてあったと言いながら実際にこういう症状があり得ると、自分の身に降りかかるという可能性があった場合に、それは大変なことです、その人にとってはね。

そういう意味で私は、前にも言ったように相談室なりをしっかりと設定して、別に簡単なことだと思いますよ。健康センターかどこかで、同じような電話番号でもいいから、それでホットラインでいろんなことがあったら聞くということにして、個人情報ではない、そういう情報をきちっとためておくことが私は大事だと思うのです。先ほど言いましたように、泉大津の町とここの町との差は、はっきり言って、ちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、住民に対して住民の命を守るということ、そして危ないときはこういうふうにして手助けしたいという情報を得るための、そういう熱意の表れだと私は思うのです。

実際にかかっているか分からないかもしれないけれども、いろんな副反応の症状を呈している人たちと多分話したことはあると思うのです。私も個人的には副反応がちょっとあるけれども、今、大分収まってきたけれども、だけれども私も知っている人で2人、実際に亡くなっている人がいます。その様子を聞くと、やはり1週間以内にワクチンの後で亡くなっています。そして、もう一人の人は亡くはないけれども、学校のときの友人ですけれども、もうそれこそ歩けない状態、こういう人も多いのですね、結構、副反応かかって。彼も全てお金をかけて体を調べたけれ

ども、全てのがんについても調べたけれども、全く大丈夫だと。医師は、これはコロナのせいしかないなど。取りあえずまだ死んでいないから報告はされていないだろうけれども、でも、そういうふうに厳しい状況にある人は大変なことになっているということは、私は多くの人から寄せられるツイッターだとかいろんなSNSで分かっています。そして、医師も、この前、十勝でも有志の会というのがあって、あのようにこのワクチン自体に問題視する人たちが増えています。そして全国的にもすごく増えています。

そういうときに町長は、国の方針とは違う角度で広尾の町民に対してやはり何らかのメッセージを与えることが、私は町長として、この場に及んでもうそういう時期でないかなと思います。もう全世界的に反ワクチンのコンボイとか、ニューヨークとかあの辺で、今ワシントンにグループが着いているみたいですがけれども、あそこまでいかななくても、やはりあまりにも国主導で、金属片が入っていたモデルナのワクチンも中に何が入っていたのか国もはっきり言っていないですし、何か恐ろしいものが入っていても大丈夫だと言われてそのまま従うと、そういう国民であるべきではないし、そういう町でもあるべきではないと思うのですね。だから、そういうことで私は、より住民の命に添った、そういうことを、この副反応に関してそういう態度を持っていただくことが私は必要だと思うのですけれども、その辺についてお答えください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） コロナのワクチン接種につきましては、これまで大人を、12歳以上の方を中心に行ってきました。これまでも、接種につきましての副反応、それから事故があったときの対策などについて、住民に詳しく情報提供しながら進めてまいりました。今度、5歳から11歳の小児についても行うわけですが、これまで以上に、特に子どもたちへの接種でありますから、特別に子どもたち用の情報提供も接種券と一緒に同封しているところがあります。ワクチンはどんな効果があるのか、受けた後はどんな症状が出るのか、そして接種後に引き起こされると言われている心筋炎の発症についてだとか、いろんな細かいことをそれぞれ同封しながら、あくまでも希望する方について接種を受けていただくということでもあります。

今、小田議員もいろんな情報を得ていると同じように、子どもを持つ親は特に情報を集めているのだというふうに思っています。ですから、アンケートについても、希望しないという保護者、回答の約半数は希望しないという回答なのです。それは個々で判断をしていただくという以外にないわけであります。

行政のトップとしての資質を言われたところではありますが、やはりこのコロナワクチンで、やっぱり接種を国が推奨して、国の指針の下に行政というのは執行するわけであります。今それぞれ新聞の意見広告の例を出されましたけれども、それは意見広告であって、行政がそれを根拠に、それを裏づけとして行政を進めるわけにはいきません。あくまでも行政というのは国の指針の下に行政を進める、それが私の役割であります。裏返して言えば、新型コロナに罹患をして仮に亡くなってしまった場合、行政としては、その対策について責任を持たないというところがございます。しっ

かりと、判断はあくまでも個人に判断をしていただいて、でも情報は提供する、それを承知の上でワクチンを打っていただくという、それがやっぱり行政としての責任だというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

小田議員。

1、10番（小田） ワクチンの関係でちょっと2つ聞きたいのですけれども、役場という事業所でかなりの人がいますけれども、ここで例えば副反応がどのくらいあったとか、そういうデータというのもないのですかね。それか、「いや、痛かったじゃ」ぐらいで終わってしまって、それは副反応の部類に入らないかもしれないけれども、部位がちょっと痛いとか。そうでなくて頭痛までするか、あとは胸が痛いとか、歩きにくいとか、そういうようなデータというのはないのですかね。単に厚労省が、受けた人の5割くらいは頭痛して、部位が痛いのは8割ぐらいだとか、そういう状況に、そういう数字にきちっと合致しているとも思わないのだけれどもね。それとあと、住民のほうから健康管理センターのほうへ、こういうふうに痛いのですけれどもとか、いろんな様々な、レベルもいろいろ電話では分からないと思うけれども、その辺の状況について町長も把握すべきだし、私もここで知りたいなと思いますので。

そしてあと、問題なければ、基礎疾患があるので受けませんかという、町の職員としてそういう人たちもやはり何%かいたのかなと思うのですけれども、その辺も差し支えなければ教えていただきたいなと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 役場の職員の副反応の状況であります、多くの方は腕の痛み、それから発熱、特に若い方はやっぱりちょっと高い熱が1日、2日程度出るというところでありまして、特にそれ以外の重篤になった症状は出ておりませんので、押さえていない状況であります。

それから、役場の中での基礎疾患のある方、当然打たない方もおりますので、その方はおります。

あと、住民からの相談については、健康管理センターのほうからお答えをさせていただきます。

1、議長（堀田） 雄谷健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（雄谷） 町民からの相談につきましては、初回接種、1回目、2回目の接種が始まったときから、町民から電話等で寄せられるものにつきまして健康センターとして一件一件記録としては残しているところでございます。その直近の例ですと、今年1月から3月にかけての電話での相談件数については40件ほどでございます。

そのうち副反応に関しての部分につきましては20件程度でございまして、その20件の問合せ等の内容につきましては、1回、2回接種した後に副反応があったので、3回目の接種についてちょっと迷っている、悩んでいるというところの相談が主でございます。それに対する対応としましては、ワクチンの副反応につきましてはおおむね1日から2日ぐらいで収まりますよというお話をさせていただきまして、症状がなかなか、2日以上続くようであれば病院への受診というところを勧めているというような対応をしているところでございます。

以上です。

1、議長（小田） 小田議員。

1、10番（小田） それでは、ホームページのほうで1つ2つ再質問させていただきますが、このホームページについては、ちょっと私の勘違いかもしれないですけども、ほかの町村で町を探して、そしてホームページのボタンを押すといきなり明るいカラフルなやつが、第1画面というのかな、そういうのが出てくるのですけれども、広尾もそうになっていますかね。何か1回ワンクッションを置くような感じに思えたのですけれども、私の間違いかな。であれば、それでいいのですけれども。

それと、あとホームページ、いろんなところでみんな作っているの、できれば町として定期的に、ホームページ観察会ではないけれども、そういうような形で、私は、この事業所でいわゆるいろんなアイデアでもって、あそこの町のホームページ、これめっちゃくちゃよかったとか、悪かった、悪いというのはないけれども、いいところがあればそういうのをやっぱりいい意味でコピーしてやってほしいなと思うのですよ。

それで、新しければいいというわけではなくて、やっぱり使いやすさという問題も出てくるのですけれども、リニューアルしたばかりだけれども、いろんなことができると思うし、例えば先ほどの泉大津のほうは動画で市長がメッセージを送ってくるのですけれども、ここの町もああいうふうにもできるのでしょうかという質問です。そして、それを例えば町長が違うところにいる、そこでオンラインでやれるというようなこともできるかもしれませんし、いろんな工夫を私はこのホームページにおいてはやってほしいと思うのですけれども、その辺についてお答えください。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 私もいろいろな機会を通じて情報発信すべきだと思っております。リニューアル前には町長メッセージという形で行事ごとの私の考え方を発信しておりました。リニューアル後の町長室ページを設けてから、それをちょっと発信していない状況であります。

今ご指摘のとおり、ほかの町村、私も立場上、いろんなホームページを見て町長がどんな発信をしているかも見たとこでございませう。そういう点からいけば少し弱いのかなというふうに思っているところでもあります。でも、時々重要な案件については、先ほど答弁したように発信をさせていただいているところでもあります。コロナ禍にあつていろんな町民の方と対話ができない状況にある中で、やはりこういったホームページだとかSNSの活用で自分の意見を発信する、大事なことだというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、9番、渡辺富久馬議員、登壇の上、発言を許します。

1、9番（渡辺） 私は、2点について町長、教育長にお伺いしたいというふうに思います。

最初に、臨港道路十勝港線（通称：港湾道路）の壁画の汚れあるいは現存する石碑等の移設についてをお伺いしたいと思います。

平成30年9月の第3回定例会で質問した港湾道路の壁画の汚れ、また、移設が必要とされる旧広尾小学校の石碑等、数点の像につき、その後どのように協議や検討されたのかをお伺いしたい。

町長は答弁で「壁画の汚れの解消は財源確保が困難との見地から、当面は無理であり、今後、協議・検討を続ける」との答弁があつた。その後、協議はされたのか。あわせて、協力いただいた管内・管外の市町村、企業等に対し理解を求める行動を起こしているのかをお聞きしたいと思います。

また、町内にある記念碑や像の対処の質問に対し、教育長は「費用の面からも関係者とも相談・検討したい」との答弁がありました。その後、一向に進展の話がないのですが、今どのような状況にあるかをお聞きしたいと思います。

また、教育長、課長ともにこの質問の後に替わつておりますけれども、しっかりと引継ぎがなされているのかをお伺いしたいと思います。

次に、道の駅の開設についてであります。

その前に、長年の念願でありました帯広・広尾間高規格道路（豊似－広尾間）の事業化が内定しました。町長をはじめ関係する皆さんの粘り強い努力のたまものと敬意と感謝を申し上げるところであります。久しぶりに広尾町にとっての明るいニュースであり、町民の大きな喜びでもあります。ちょうどこの質問の準備の最中でありまして、このニュースに背中を押されて質問をさせていただきます。

道の駅の開設についてですけれども、これまで何度も俎上に上がりまして、浮かんでは消え、浮かんでは消えの永遠のテーマとなっております。町長は、事あるごとに「建設することは可能であるが、それを運営・管理する体制が整っていない」と答えております。しかし、造るという強い意志とリーダーシップで動きが始まると思います。町長の「道の駅」設置に対する本気度をお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

最初に、港湾道路の壁画の関係であります。

平成30年9月の第3回定例会におきましてご質問のありました港湾道路の壁画の件につきまして、改めて経緯を説明させていただきます。この壁画につきましては、昭和60年に港湾道路の擁壁に十勝管内各市町村の特色ある絵画を壁画にしたものであります。平成8年にはフェリー就航を記念し、18社で構成する十勝港及び大津漁港建設業者連絡協議会によりまして、約540万円をかけて壁画を改修していただいたものであります。壁画の内容につきましては、当時の十勝管内市町村及びえりも、様似、浦河町を含む23市町村から提供いただいたカラーイラストに基づきまして1枚縦4メートル、横5メートルの観光PR用として制作し、以来25年経過し、風雨にさらされまして黒く汚れて見栄えも悪くなってきております。フェリー就航は平成11年に閉鎖となり、観光PR用として新たに改修することは考えられませんが、壁画を取りやめ、コンクリート色に塗り潰す方法があるかと思いますが、多額な費用が必要となるわけでありまして、

十勝港の施設につきましては、老朽化により更新していかなければならない施設がありまして、事業費が高額となることから、補助対象となる施設につきまして、計画的に国の交付金や起債発行などによりまして財源を確保し、事業を執行しております。また、補助対象とならない維持補修につきましては、施設の長寿命化を図る事業を優先して実施をしている状況にあります。景観が悪いことで事業を執行することは、優先順位からすると少し厳しい状況にあります。厳しい財政状況の下、多額の財源の確保は難しい状況にあると思っております。今後、財源確保を含めまして解決策につきまして、さらに検討させていただきたいと思っております。

次に、道の駅の開設についてであります。

本町では、過去、平成18年度と平成26年度に道の駅構想が持ち上がりましたが、実現しなかった経緯があります。今年度スタートいたしました第6次まちづくり推進総合計画の策定作業の中で、町民から「休日には町民が町外へ買物などに出かけてしまい、町の活気が低下している」という意見、それから「町の特産品の魅力を多くの人に十分にアピールできていないのでは」という指摘がありました。

その対策として、「広尾の魅力発信プロジェクト」という新たな重点プロジェクトを計画に掲載したところであります。このプロジェクトは、広尾町の特産品やサンタランドなど町の魅力を詰め込んだ拠点施設を造り、町内外から訪れるお客様に飲食や物、情報、くつろぐスペースなどを提供し、幅広い世代の方が気楽に集い楽しむ場所とすることで、「日本で一番、また来たくなるまちをめざす!」という内容であります。プロジェクトを推進する際に、役場に加えて観光協会、商工会、漁協、農協、森林組合など町内団体の職員が集まってプロジェクトチームをつくり、どのような施設にするかを検討することとしております。

施設整備の考え方といたしましては、最初は比較的小規模な観光交流施設を造り、運営が軌道に乗った後に、将来的には道の駅の機能を備えることを想定しております。このプロジェクトには、行政や事業者等の役割を掲載しております。施設の建設計画を主導し、財源を確保して整備を実現させるのは行政の役割とし、収益を得る部分は民間事業者や産業経済団体など各機関が連携し、運営主体としての役割を担うものとしています。

具体的な動きとしては、令和4年度にもう一つのプロジェクト、「「広尾の食資源」開発、伝承プロジェクト」をスタートさせ、観光交流施設での販売も視野に入れた特産品等の商品開発に取り組む方針であります。

また、今年度から検討を開始した新たな公園整備において、公園と観光交流施設を同じ敷地に併設することの検討も併せて行っております。実施計画では、観光交流施設の整備について、令和7年度に設計、令和8年度に工事開始するスケジュールとしております。

過去の道の駅構想は、事業者や団体間の連携が図れず頓挫したという経緯があります。私一人が本気になっても駄目でありまして、事業者や団体が運営を担うために一丸となり、途中で投げ出さないという覚悟や他の地域との競争に打ち勝つという熱意がなければ実現できないものと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の旧広尾小学校に設置されている石碑や銅像につきましては、平成30年第3回定例会において当時の教育長が、現在の広尾小への移設がふさわしいと答弁をしたことは承知をしております。

令和元年に直営での移設ができないか、重機で石碑と銅像の周りを掘って調査をいたしましたけれども、基礎部分が想像以上に大きく、直営での移設はできないとの判断をしております。その後、移設時期や移設方法に関しましては、具体的な結論を出すには至っていないのが現状であります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、9番（渡辺） 港湾道路の壁画の汚れの答弁でありますけれども、平成30年の答弁とほぼ同じであります。ですから、何の進展もしていないということになります。予算のめどが立たない、あるいは補助金対象にならない、だからできないでは、何の解決にもならない。港湾施設としては優先順位が落ちるという説明ですけれども、あの景観は単に港湾施設という見方ではなく、広尾の町全体の一部として捉えるべきであって、矮小化すべきものではないと考えます。考えられる動きとして、企業による地域貢献事業、また、ふるさと納税の活用あるいは高校生を含むボランティアを

募っての作業等、あらゆる可能性を追い求め、工夫して解決策を模索すべきではないかと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

また、今朝、私の手元に高校生からの文章が1つ届いております。これは、読ませていただきますと、「卒業生に1面ずつ絵を描いてもらう」。卒業生です。それで、「例えば30年後に全面が埋まって更新するときに同窓会を開く。広尾に来たくなる人たちが家族を連れて見に来るのではないか」と。こういう一見とっぴな話ですけれども、いかにも夢のある、そういうことを私のほうに提案してくれました。「また、現在、広尾町の観光スポットとしてサンタランドがあるので、どうせならもっと観光に力を入れていいのではないか。もっと観光スポットがあったほうがサンタランドの知名度も上がるのではないか。いろいろなところから人が来るよ。港があるので漁師さんなどが結構来る。港から見えている景色がよりきれいなほうが魅力度が高いのではないか。漁師さんたちに広尾町の魅力が伝わり、それを持ち帰ってもらえたら、十分広尾町が活気づく可能性はあるのではないか」。これが高校生の意見、今朝届いたものですから、私も十分にそしゃくしてはいたのですが、これは若い人たちもやっぱり興味津々なのだというふうに思っています。このこともまた、町長の感想でも結構ですけれども、お聞かせ願えればというふうに思います。

次に、石碑と、それから銅像の件につきましてお答えありましたけれども、広尾小学校の周年記念時にPTAの方々で移設に関する話合いが行われたというふうに聞いています。もちろん予算の面もありまして困難であるということも承知しております。また、町直営でという試みがあったとも聞いています。ただ、その後3年間、全く動きがない。町直営でできないから、それで現状のまま放置しているという状況では何も進展がないことにもなります。今後の見通しについて教育長にお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 港湾道路の壁画の関係であります。

答弁したように検討を加えてまいりまして、今回も同じ答弁であります。何もしなかったのかというところではなくて、毎年、予算査定を行う上で担当のほうからそれぞれ積算が上がってきております。今年予算査定におきましても、約500万円の試算で予算要求が上がりました。港湾施設の優先度の話もしましたけれども、全体の予算を編成する上でのやはり優先度についても検討をした結果、見送らざるを得ないという結果になりました。このことも従来から質問を受けているわけでありまして、その都度その対応について説明をすべきだったと反省もしているところであります。

今、高校生のほうから夢のある提案を受けたところでありまして、夢もやっぱり、壁画も当時は、フェリー就航であります。十勝挙げて皆さんを歓迎しようということで、そして日高東部との観光をやっていますから、日高の町村にも参加をしていただいて壁画を作って皆さんを迎えるという、まさに夢のある事業でありました。この夢のある事業というのは継続しなければ駄目なわけでありまして、フェリー就航が頓挫した途端にやはりその熱意も冷めまして現在の状況になっているところであります。今、提案を受けたことも、やはりどう長く続けていくか、10年ごとに塗り替えれば

大変な費用もかかりますし、そのことも併せて高校生の観光に対するいろんなご意見、参考にさせていただければというふうに思っております。

この壁画につきましては、やはり財源をどうしていくかというところ、今ご提案がありました。今いろんな制度があるわけでありまして、企業版ふるさと納税ですとか個人版ですとか、クラウドファンディングだとか、いろんな制度があります。景観もやはり広尾町の顔でありますから、しっかりと、景観も汚すことなくどういう形で実際にできるのか、本当に具体的に検討させていただければと思っております。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） あえて言わせていただきますと、平成23年の当時、移設すべきではなかったのかと思っておりますし、あえて今そんなことを言ってもしょうがない話でございます。私自身も設置をしていただいた当時の方々の思いを考えますと、移設はすべきだというふうに考えております。その移設すべきものを忘れて、忘れ物として引っ越してしまったということございまして、忘れ物ですから取りに行かなければいけないのかなというふうに思っています。当時の笹原教育長も移設すべきという考えでおりますし、私も今、そういう考えでおります。あえて教育長として、この村瀬町長が選任した2人の教育長が移設すべきと申し上げているわけですから、それを重く受け止めて、何らかの形で町長は検討してくれるのかというふうに考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、9番（渡辺） ありがとうございます。ただいま前向きな答弁だったというふうに思いますけれども、町長、先ほど私が言いました高校生の夢のあるものというのを、何か実現にひとつ結びつけていくという、そういう努力もしていただきたいなというふうに考えています。

それから、教育長の今の答弁でありますけれども、確かに旧広尾小学校から新しい小学校に移るときに移設すべきものだったという、その反省点はもちろんあると思いますけれども、行政は継続ですので、前の人の責任だというふうな受け取り方ができるような発言は控えていただきたいと思います。また、基本的な考え方として先人が思いを込めて作ったもの、それをしっかりと受け継いでいくということが教育にとっても非常に重要なことだというふうに考えておりますので、その辺も考慮に入れていただければというふうに思っております。

今回、私が壁画の面と、それから小学校の石碑の面を2つなぜこれをテーマに掲げたかといいますと、これは私自身の反省点でもありますけれども、こういう質問をした後に、その後の追跡調査といいますか、そういうものの作業が私どもとしても欠落していたのではないかと反省しております。と同時に、質問を受けた町側も、答弁してしまったらそれで終わりという風潮があるのではないかと感じております。町長からの考えがあればお答え願いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろんな場面でいろんな方々から提案、ご意見があります。特に一般質問も、その最たるものだというふうに思っております。その検討結果については、やはりお答えをする務めがあるのだというふうに思っております。今後とも、今回のことのないように取り進めたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 別にそういう意図があって申し上げたわけではなくて、行政は継続だということは認識をしております。歴史のある学校です。校舎は変わりましたが、やはり歴史を受け継いでいくためにも、現在の校舎敷地内にあるべきものだというふうに考えております。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、9番（渡辺） それでは、次の質問なのですが、今なぜ道の駅か。先ほど言いましたように高規格道路が内定、ほとんど決定という形になりますと。そういう時期的な問題も含めて今回の質問に至ったわけでございますけれども、第6次まちづくり計画の中で特産品や情報発信の場としてプロジェクトがつけられ、観光交流施設として検討されております。

また、今年度から防災機能を備えた公園が具体化してきております。その中に道の駅的な計画が包含されているとの考えが示されております。これはいかにも、言葉は悪いですが、その場しのぎであり、お茶を濁すということでありまして、住民の要望に応えたものではないと感じています。まちおこしの起爆剤として、しっかりとしたコンセプトの下、今後のまちづくりの基本とならなければならないと思います。

町長一人が本気になっても駄目とありましたけれども、当たり前であります。町長の役目は、いかに本気になって町民のやる気を引き出すかということでありまして。昨年視察しました道の駅ピア21しほろにしても、行政の音頭で検討委員会ができて、ワーキングチームができ、準備期間に4年、5年もかけております。その間、民間活力を導入し、公設民営方式、それから指定管理者を置き、それこそ真剣な協議の上スタートしたものであって、今言う広尾で計画されている公園との併設あるいはスタート時には小さく、後に発展させるなどという生易しいものではないということをお腹に銘じていただきたいと思っております。高規格道路の全面開通と併せ、道の駅の実現を強く願っております。町長の考えあるいは決意をお聞かせ願いたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 道の駅の関係につきましては、過去、それぞれ取組がありました。その取組についても、私、関わったところであります。加えて、第6次のまちづくり推進計画の住民アンケートについても、上位にランクされている要望であります。

これまでなぜ立地に至らなかったという点、少し説明をさせていただきます。当初はいろんな要望があつて、では当面は既存の施設でやったらどうかということもございました。今の広尾駅が改修される前の広尾駅、あの駅を改修して道の駅を当面あそこで、既存のところでやったらどうかという提案もさせていただきました。関係者の方に集まっていたいて、改修は行政がやって、運営は民間の方がそこに店を出していただきたいというところの検討もさせていただきました。なかなか町の人たちが、そこで自分たちの店を出して、また、誰かを雇って販売をする、なかなか立ち上がってこないのです。やはりそういうときには改修も諦めた経緯もあります。

そういった経緯の下、今日に至っているのですが、それからもう一度機運が高まって、有志の方が集まって検討して、町に提案をしていただきました。やはり同じことなのです。施設をやっぱり、いろんな補助をもらって道の駅というのは行政が建てるものですからできるのですけれども、その後の運営の問題、そここのところのやはり造ってほしいという、造りたいという熱意はあるのですけれども、その次の運営に対する熱意が感じられないというところでありまして、そのときにも提案をしたのです。取りあえずテント張りでもいいから国道縁にテントを張って、土日だけでもいいからやるだとか、そういう姿勢が町民の方に伝われば、そして町外から来る人たちがそこでにぎわいを見せれば、やはり道の駅は広尾に必要だよねという町民全体の合意形成も得られるのではないかというふうに思っています。そういうことも今までも提案をしてきているわけです。でも、一向に立ち上がってこないのです。議員が言うように、町長のリーダーシップがあればその機運が高まってくるのではないかというところでもありますけれども、十分理解をするのですけれども、並行して町民の方もそういう熱意を持っていただければ前に進むのではないかというふうに思っております。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、9番（渡辺） 過去の経緯については町長からも伺っておりますけれども、私、勇気をもたらしたのは実は2、3日前になりまして、産業団体の長から、道の駅のことを質問するのなら頑張つてやってよということを激励されました。それで、やはり町長が音頭を取ってくれば何とかかなという機運が盛り上がってきているのではないかと。それと、昔と違って道の駅に対するノウハウが結構できている。だから、それにのっかって広尾独特の道の駅を造れるのではないかと。

というのは、先ほど言いました土幌、上土幌を視察してきたときに、変な話ですけれども、こっちから質問して、広尾に道の駅というのを可能性はどうでしょうかと、こっちから聞いたのです。そうしたら、広尾というのはすごい条件的に恵まれていると言うのです。私たちから見て、すごい条件に恵まれていて、ぜひやってくださいと、いいものができるはずですよというようなことまで激励されてまいりました。そういうことに背中を押されて、やってみたらどうか。ただ、出来上がるまでに私が生きているかどうかは別としまして、高規格道路と同じように私の目の黒いうちにでき

るかどうかは別としまして、誰かが先鞭をつけていかなければ、これはいつまでたってもできないのではないかという、そういうおそれがある質問なのです。町長のご意見をお願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 道の駅の立地に、条件としてやっぱり、今、議員がおっしゃった高規格道路がどこに来るのか、果たして来るのかということもありまして、なかなか進まなかったという経緯もあります。従来、道の駅というのは、それぞれ旅行したり、いろんな行き来をしてそのついでに寄るところだというふうに言われましたけれども、そういう面では管内では行き止まりの町で道の駅はふさわしくないということも当時言われましたけれども、今は目的を持って行くのが道の駅だというふうに言われていますので、そういった意味では、立地としては広尾も決して悪くないというか、そういう目的を持って道の駅を造るべきだというふうに思っているところであります。

産業団体の方から激励を受けたということでもあります。やはり町全体としてそういう方が中心になってそういう機運をつくっていただいて、造るからには覚悟が要ります。町も財政状況を見極めながら、補助だとはいえ地元負担はありますので、そういったことも十分見極めながら覚悟を持って、そして町内の方もやるのだという、やっぱり赤字になったら役場が何とかしてくれるというのでは、これはもう全然立ち上がってきません。道の駅の多くは、多くという言い方は失礼ですけども、なかなか黒字には転換はしていないような状況もあります。大変にぎわっているところもあります。当然、共有施設とかトイレだとかというのは行政の持分ですから、それは負担しますけれども、事営業に関してのところは、運営をする方が責任を持つということが大原則でありますから、そのことこのところのやはり町民の熱意が立ち上がってくれば十二分に検討するところであります。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、デジタル改革と個人情報保護の強化について町長に質問します。

デジタル関連法は昨年5月12日に成立、首相の下に強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設し、国や地方自治体のシステムや規定を標準化、共通化して個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。

当時の平井デジタル担当大臣は、「国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして多様な主体が参照できたりするよう整備していきます」と述べて、法案の狙いが特定の企業のもうけのために、地方自治体を持つ大切な個人情報を利用することにあることをあけすけに語っていました。

共産党の田村智子参議院議員は、「政府の目指すデジタル社会は、国や自治体の個人情報を民間が利活用できるよう積極的にデータ提供することで実現するのではないかと」と質問、当時の菅首相は、国と自治体がそれぞれ個人情報を持ち、システムなどの標準化とデータの利活用をするものと認めました。法案に対しては、個人情報保護を破り、権力による国民監視を強める危険な法改定である

と、マスメディアや各方面の識者からも、その危険性が指摘される中、可決したものです。

2020年版「情報通信白書」によると、企業などが提供するサービスを利用する際に個人データを提供することについて8割が「不安を感じる」と答え、インターネットを利用する際に感じる不安については「個人情報や利用履歴の漏えい」と答えた割合は88.4%に上っています。個人データの活用について、「便利・快適性を重視すべきである」が「どちらかという」と合わせて22%にとどまる一方、「安心・安全性を重視すべきである」が、「どちらかという」と合わせて79%にもなっています。

デジタル化の大前提は、政治の透明性と説明責任を果たせる政府が個人情報を適切に管理し、安心・安全性を求める国民に信頼されることと思います。エストニアやデンマークなどデジタル先進国では、政府に対して情報を適切に利用しているという国民からの強い信頼があるといます。EUでは、プロファイリングに異議を唱える権利や自己のデータを消去する権利などが認められて、個人情報の保護制度が強化されています。

北海道内の自治体で定められている個人情報保護条例の中には、オンライン結合の禁止、人種、信条、病歴などの要配慮個人情報を集めることの禁止、目的の範囲を超えて利用する場合の本人通知義務、不当に収集、利用、提供された個人情報の消去を請求できるといった重要な内容もあるといます。

そもそも個人情報の保護は、自治体で先行して進み、国の制度は後からできてきた経過があるといえます。しかし、こうした条例をリセットしようとするのがデジタル関連法の狙うところです。北海道では、現在の個人情報保護条例では認められていない個人情報を匿名加工情報とすることや、加工を外部に委託することができるように条例を改悪し、利活用しやすい仕組みをつくろうという動きが出ているとも聞いています。地方自治体が個人情報を守る立場で臨むことが重要です。自治体を持つ膨大な個人情報を住民の許可なく企業の利益のために利用させないことが必要ではないでしょうか。マイナンバーカードの普及率は、現在何%になっていますか。町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

デジタル改革と個人情報保護強化についてであります。

昨年5月に成立いたしましたデジタル改革基本法案では、デジタル社会の形成が、我が国の国際

競争力強化及び国民の利便性向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応、その他我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であると定めております。

社会全体のデジタル化の進展により、現実社会において生成された膨大なデジタルデータが、通信インフラを経由してサイバー空間に蓄積されています。その蓄積されたデータは、AI（人工知能）によって解析され、得られた情報は現実社会の人間に様々な形でフィードバックされることとなります。フィードバックされた結果から業務の効率化や利便性の向上をはじめ、国民の様々な課題解決につなげていこうとする取組が、国が進めるデジタル社会と理解しているところであります。

今、地方は人口減少、高齢化が深刻な状況にあります。結果として、あらゆる産業で担い手が不足しており、住民の生活を支えるサービスの維持が困難となるなどの課題に直面しています。デジタル化の大前提は、これらの課題解決に向けた持続可能な町民の生活保障や地方自治をICT（情報通信技術）を利用してより豊かなものにしていくことであり、そのためには個人情報適切な管理が担保されるものでなければなりません。そのため、国は、個人情報保護法を改正し、個人情報の定義等を国、民間、地方で統一するとともに、行政機関等の匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化するなど、情報の管理に関して、より一層の厳格化を図ることとしております。

マイナンバーの普及率であります。本年1月末現在で30.2%になっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 今、町長の答弁で、マイナンバーカードの普及率は1月末で30.2%ということでした。マイナンバーができてからかなり時間がたっていますが、全国平均は4割くらいだということなのですが、広尾町は今、町長の答弁にあったように30.2%ということで、一般の人たちはカードがある、ないは、そんなにも自分の生活だとか日常に必要なことではないのですよね。ただ、データを集積してそこで何かを活用しようとする、そういう人たちが必要なわけであって、町民の日常生活には全く関係のないもの。ただ、関係がないどころか、マイナンバーを利用することによって個人情報が侵害されるのではないかという大きなそういう不安もあるということで交付が進んでいないということが挙げられると思うのです。ただ、そういうものがあっても国はこのデジタル改革を進めていこうとするわけですから、そこに矛盾というか、そういうものが出てくると思うのです。国は一生懸命進めよう、進めようとするけれども、町民にとって自分の生活とこの改革が一体のものではないという、そういう矛盾がある限り進んでいかないのではないかとと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このデジタル改革、国を挙げてそれぞれ進めているところであります。私が先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、このカードによっていろいろな住民サービスですとか、

より豊かな生活をしていくですとか、少子化、高齢化に対応する、そういう社会に対応するのだということでごさいます、議員がおっしゃったマイナンバーカードの普及率と、それぞれなかなか進まない背景等について矛盾があるのではないかというふうに言われているところでもありますけれども、国が進める制度としてはそういう意図だというふうに理解をしているところでもあります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 国が進める政策ですから、町がそれをいいとか悪いとか言えないということは分かるのですが、国を挙げて、今、デジタル化ということで進んでいこうとする中で、本当に町民のプライバシーが守られるのかどうか、そのことはやっぱり大きな危惧になっていくのではないかなというふうに思うのです。ですから、町民にとってみれば最後のとりでの地方自治体がそういう個人情報を本当に守っていけるというふうに自信を持って言えるのかどうか、そこについてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 個人情報というのは、やはり町民一人一人、個人が持っている基本的人権、権利でありますから、そこが侵されるようなことがあってはならないというふうに思っております。情報開示というのはやはり地方自治体の権限の一つでありますから、そういったことが侵されることのないようにしっかりと取組を進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

まず、1点目でございますけれども、PCB廃棄物の適正処理に係る支援体制についてであります。

ここ数か月、テレビのコマーシャルで「PCB廃棄物の処理期限が令和5年3月31日までです。処理期限内に処理をしてください」とのメッセージが数次にわたり放映されております。PCB、ポリ塩化ビフェニル化合物は、油状で極めて水に溶けにくく、耐熱性、対絶縁性、不燃性に優れ、化学的にも安定していることから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な工業的な用途に対応されてきたところでもあります。

しかし、PCBの毒性として、コプラナーPCBは、毒性が極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされております。PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されております。PCBが混入した油を摂取した人々が肝臓、皮膚、神経系、呼吸器系などに害を及ぼす中毒症状が出現した、いわゆる「カネミ油症事件」が1968年、昭和43年に発生したところでもあります。

日本では、1972年、昭和47年にPCBの製造、輸入、使用が禁止され、廃棄物の処理方法が決定

するまで事業者が保管することが義務づけられましたが、以降30年間、具体的な対策が行われないまま来たところであります。

2001年、ストックホルム条約で世界各国はPCBを処理することが義務づけられ、日本でも同年、平成13年に「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定されたところであります。同法は、PCB廃棄物を保管する事業者等は期限までに適正に処分することを定めております。

政府は、国が支援する形で全国に5か所の中間貯蔵・環境安全事業株式会社、略称JESCOを設立し、平成21年よりPCB廃棄物の処理を進めております。

北海道では、室蘭市のJESCOで平成25年からPCB廃棄物の処理を始めたところであります。北海道の高濃度PCB廃棄物は令和5年3月末となっておりますが、JESCOでの処理費用は極めて高額となっております。広尾町の公共施設で使用できなくなり保管してあった電気照明用の安定器等530キロの処理及び運搬費は、令和3年度の予算で1,580万円が計上され、昨年夏に適正処分がされたところであります。

この処理費用の例としては、安定器30キロでも60万円、運送費でも40万円程度要すると言われております。国は、これらの費用に係る国庫補助による軽減措置を講じております。中小企業等に対しては、処理費用及び収集運搬費用の70%を助成するものとしております。しかし、収集運搬費用の助成額の上限を10万5,000円としており、40万円のうち29万円ほどが保管業者等の負担となるわけであります。

過般、JESCOの指定の収集運搬業者に聞いたところ、共同搬送は可能であるが、契約自体は個々の保管所有事業者ごとの契約となり、収納作業、登録作業も個々の業者となるとのことで、収集運搬費用の3割程度はコストを下げることが可能であるとアドバイスを受けたところであります。個々の事業者ごとよりも共同搬送することがコストを安く抑えることができることから、関係機関と連携してPCB廃棄物処理に関し周知及び支援することにより適正処理を進めることが肝要であります。

加えて、本年4月から施行となる小規模企業振興基本条例に基づき、事業者が負担する費用の一部を町が支援し負担軽減を図り、適正処理推進を図ってはどうか、町長の答弁を求めます。

2点目であります。駅前パークゴルフ場の拡張整備についてであります。

昨年12月に、鉄道記念公園の隣接地である民有地約2万8,000平方メートルが本町に寄贈されたところであります。寄贈された方には深く感謝の意を表するとともに、本町住民のために有効活用することが極めて肝要であります。

現在、住民の皆さんが利用されている鉄道記念公園パークゴルフ場は狭隘であり、一部コースは交差するところもあり、安心してプレーができないとのことで拡張が求められていたところであります。

平成11年度に今回寄贈していただいた民有地1,500平米を借地として399万円、約400万円をかけて一部コースを移設して造成し、翌平成12年度から供用開始、その後10年間にわたり利用されてきたところであります。移設したことによりコース間の交差が回避できるようになり、利用されている方より安心してプレーができると声が寄せられた経緯があります。

当該寄贈された土地について、防災公園の候補地として予定されているところではありますが、緑地造成と駐車場整備に係る用地は2万2,000平米とのことであり、防災公園整備の支障のない範囲で、さきの移設したコースを参考にしながらパークゴルフ場の拡張整備をしてはどうかとお尋ねをいたします。本町の高齢化率は40%を超えておりますが、現在でもパークゴルフをグループでプレーしている方は多数おられます。利用されている方の健康増進と、コミュニティを図り生き生きとした充実した生活を送る上でパークゴルフ場の整備は喫緊の課題であると考えますが、教育長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

PCB廃棄物の適正処理に係る支援体制についてであります。

PCBにつきましては、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるということで、1972年に製造が中止となり、平成13年にPCB特措法が公布され、高濃度のPCBを含む安定器の処分については令和5年3月31日までと期限が迫っているところであります。その処分費用につきましては、国から中小企業等は70%、個人事業主に対しては95%の補助があり、その他にも収集運搬費用や漏えい防止措置費用についても助成があります。

ご質問にあります処分費用の町の助成についてであります。現在では考えておりません。ただいま申しあげました国からの補助を活用していただき、適切な処理をしていただければと思っております。

また、共同搬送してはどうかとの質問でありますけれども、これにつきましては、PCBの処理費用は廃棄物の種類等によって大幅に変わるということ、また、搬送業者がそれぞれの事業所と委託契約を結び、合い積みするという形で室蘭の処理施設に運んでいるということ、多少の経費の節減にはなるかもしれませんが、実態を踏まえますと、なかなか共同搬送というのは難しいものではないかと思えます。いずれにいたしましても、処分期限が迫っている高濃度PCBの処分方法につきましては、広報等を活用し、各事業所、町民に広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

鉄道記念公園パークゴルフ場につきましては、市街地にあり、身近に利用していただけるパークゴルフ場として、健康増進のため、多くの町民の方々に利用していただいているところでもあります。

議員もご承知のとおり、駅前パークゴルフ場と隣接する土地に防災公園が整備されることが決定

をいたしました。現段階では、鉄道記念公園パークゴルフ場の拡張については考えておりませんが、令和4年度から防災公園整備の基本計画・基本設計が始まりますので、それに合わせて検討していただければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、PCB廃棄物の適正処理について再質問をいたします。

先ほども言いましたけれども、平成13年にPCBの特措法ができておりまして、この第2条では、PCB廃棄物の事業者の規定がございます。この中で保管事業者、所有事業者がPCB廃棄物の処理事業者に指定されております。肝心のいわゆる製造者の責任規定とかがないわけでありましてけれども、そういった意味では非常に矛盾した法律でありますけれども、実は1994年、PCBの特措法ができてから22年後になりますけれども、このときに、いわゆるPL法、製造物責任法が制定されたということによって、このPCBの特措法では製造者の責任規定がないということでもあります。

そういった中で、同じ特措法の第5条で国及び地方公共団体の責務というのがございます。この中では、市町村はPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に保管事業者、所有事業者の理解を深めるよう努めると、こういった規定がございます。このためには、やはり今後、商工会あるいは関係機関と連携を密にして取り組む必要があるかと思っておりますけれども、その点について町長の考え方をお願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今のご質問でありますけれども、期限が令和5年の3月31日まででありますから、もう間近に迫っているというところでもあります。商工会を通じながら周知を図ってまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この電気照明器具等のいわゆる例えば安定器でありますけれども、国は昭和47年に製造、使用禁止という形で法律をつくりましたけれども、実際、数年前にたまたま建物の照明器具を交換したときに、いわゆるPCB含有の安定器があったということでもあります。市街地の中心だけを見てみて、例えば昭和47年以前に建築された、でも現在営業していない店舗、事務所、住宅等、こういったものが散見されております。こういったものについては、当然、室内における電気照明灯の安定器の可否の部分、これは調査の必要があるというふうに思いますけれども、その点も含めて商工会と連携して確認する必要があると思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この関係につきましては、私どもよりも商工会がより以上こういう情報を持っているかというふうに思っておりますので、打合せをしながら進めさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） それと、先ほどの答弁で、共同搬送というのは難しいのではないかと思いますということなのですが、実は私もこの案件があつてから、ホームページからいろんな各事業者の中身ですとか、あるいはいわゆる先ほど申し上げましたPCB廃棄物の特別措置法、こういったものを全部出してあれしたのですが、なかなか内容が理解できない。最初、処理費用も運搬費用も7割の補助が出るというふうに理解していたのですが、実際これ、室蘭のJESCOに聞きましたら、上限の規定があるのだということが初めて分かったわけですね。

それと、運送業者は十勝に1社しか指定されておられません。ここの担当の方にも電話して、そういったその共同搬送の場合、事例的なことを含めてお聞きして、それで先ほど言いましたように共同搬送といたしますか、例えば広尾に3社があれば同日で搬送できますと。それは、そのことによって1社ずつで運送するよりも最大3割は多分コストを下げられますと。例えば40万円かかるのであれば、1社当たり28万円から30万円。ですから、3社であれば、おのおの合わせると30万円から36万円安くなるというようなことを具体的な事例を挙げてお聞きをしております。

先ほどちょっと担当に聞きましたら、業者に直接電話して聞いていないということなものですから、その辺も十分理解していないとは思いますが、そういったことも含めてしっかりと調査する必要があると思っておりますけれども、その点についてもう一度お願いをいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この関係につきましては、事業者が、個人の方もいらっしゃるかもしれませんが、十分責任を持ってそれぞれ対応をしていただければというふうに思っております。共同運送の話を、今、行き違いがありましたけれども、共同で運べば、安ければそれにこしたことはないというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今月の3日に小規模企業振興基本条例、策定をいたしました。この4月から施行されるということでもありますけれども、そもそも今、このPCBの特措法というのは、PCB廃棄物の適正処理を目的として制定された法律であります。この特措法の第33条なのですが、

罰則規定があるのですよね。一番重いのが3年以下の懲役、1,000万円以下の罰金に処するというふうに規定されております。処理費用がかさむということであれば、一番町の方が心配しているのは、例えば以前、枯れ葉剤の問題もありましたけれども、いわゆる不法投棄、これをやめて適正処理を行うという、これは広尾町としても、やっぱりこの法律で言う市町村の責務、この範疇に入るといふふうに考えております。そういった意味では、PCB廃棄物の適正処理を徹底するというのであれば、町としてできるだけそういった支援、そういったことは図ることを検討すべきだと思っておりますけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このPCBの関係につきましては、国がやはり生活環境に被害を及ぼすおそれがあるということで、国が製造中止を決めて、その処理については、国が中小企業については70%、個人については95%の助成をしながら対応するという方針を打ち出されておりますので、その方針によってそれぞれの事業所、個人の方については処理をお願いしたいというふうに思っているところであります。この製造中止に当たっては、情報というのは常に、電気の関係でしたら電気業者に情報が流れていると思うのですけれども、その処理費用についても、それぞれそのときに対応すべきではないかというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、基本的な国の補助というのは70%ということでもありますけれども、私も最初、パンフレットというか、このホームページを見たら、処理費用も運搬費用も70%というふうに理解していたのですけれども、確認すると運搬費用に関しては上限があるということですから、実際70%ではなくて30%とかそういう感じでありますので、それらを含めて今後、商工会と検討していただきたいと思っております。

次に、鉄道記念公園のパークゴルフ場の拡幅について再質問をいたします。

鉄道記念公園のパークゴルフ場については、平素の利用者、昨年は新型コロナ感染拡大で利用者が減っておりますけれども、平年ベースでこの成果報告書によると、年間延べ2万3,000人が利用されているということで報告されています。とりわけご高齢の方で自家用車をお持ちでない方、徒歩とか自転車等で利用されておまして、市街地中心にある駅前のパークゴルフ場だから、そういった利活用がされているかと思っております。

以前から言われていることとして、パークゴルフの盛んな町については医療費が安いということも言われておりますし、加えて本町の場合、介護認定者の認定率、これが管内でも極めて低く、介護保険料も10年以上据え置いているのが実態であります。取りも直さずその要因としては、パークゴルフにいそしむ利用者、愛好者が多数いるということであろうかと思っております。そういった意味で、このパークゴルフ、健康増進・保持のために整備が今後必要でないかと思われま

も、教育長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 先ほども申し上げましたけれども、現段階では拡張は考えておりません。ただ、隣接地が防災公園の整備地となりますので、基本計画・基本設計が始まりますので、その中でこの件についても検討課題としていただきたいなどお願いはできるかなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 過般の議員協議会で防災公園の中身については町から報告を受けておりますけれども、この内容を見ますと、いわゆる住民参加のまちづくりということで、盛んにワークショップ等が開かれております。このことは、行政執行にとっても住民要望を聞くことは非常に肝要であるというふうに思っております。今回の防災公園での建設計画でも、まちづくり町民みらい会議ですとか、まちづくり推進計画委員会等で数次にわたって協議をしております。私は、このパークゴルフ場の拡張について3、4人の町民の方から声を聞いておりますけれども、ぜひ拡張して、安心してプレーできるようにしてもらいたいということをお聞きしております。そういった意味では、今後、教育委員会としてパークゴルフを利用されている方々や、あるいはまちづくり推進委員会、ワークショップで意見を聞いて意見交換をする必要があるかと思っておりますけれども、その点についてはどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 私も、みらい会議のほうに出席させていただいて、いろいろな話をお聞きしました。その中でやっぱりパークゴルフ場という言葉は聞かなかったかなというふうに記憶をしておりますけれども、いずれにしても教育委員会として仮に公園の計画の中にそういうものを検討課題として入れてもらって、いや、拡張するべきだというような話をいただくのであれば、教育委員会としては施設の充実を図れるわけですから、何もお断りする理由はないのかなというふうに思っておりますけれども、どういう形で基本計画・基本設計が検討されていくのか、議論されていくのかというのを私はまだ承知をしておりませんので、基本は防災公園という形でありますので、その中で公園と一体となったパークゴルフ場の在り方について検討してほしいという要望はさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番(前崎) 先ほども、平成11年度に造成したパークゴルフ場ですけれども、このときは1,500平米をお借りして造成したという経緯がありますけれども、実際、当初カラマツが伐採できればもっと有効利用できたのですけれども、カラマツが伐採できないということで枝葉の部分で日陰になるということなものですから、その枝の下の部分については、土地は借りていましたけれども、実際コースとしては造成できなかったのですね。日当たりのいい部分だけ、ですから1,500平米のうち約1,000平米が実際のコース造成という形でやったと思いますけれども、少なくともその程度でかなり交差する部分が解消したと。

現在、例えば一番近いとホール同士が5、6メートルしかないところがあるのですね。そうすると、打ち込んだ隣のホールに球が飛んでくるとかという、安心してプレーできないと、そういった苦情も寄せられておりますから、そういった意味では、例えば今、4筆で2万8,000平米ですから、防災公園自体は2万2,000平米ですから、そのうちのパークゴルフ場に隣接する1,000平米なのか、それ以下なのかはともかくとしても、そういった部分のコースのレイアウトというのは当然検討して、その上で例えばまちづくり推進委員会に諮る、そういったことになるのがベストだと思うのですけれども、先ほど最初の答弁では、防災公園整備の基本計画・基本設計において併せて検討いただければと考えておりますということなのですけれども、何か第三者機関的な答弁にしか聞こえてきません。

やっぱり所管課としてしっかりとした、パークゴルフ場の利用度合いだとか、そういった状況を勘案しながら、教育委員会としてしっかり方向性を示すべきではないか。その示した上でまちづくり推進委員会で検討していただくというのであればいいのですけれども、さっきの答弁では、現段階ではパークゴルフ場の拡張は考えていませんということですから、当然そういう提案にはなっていないとは思いますが、やっぱり今後、今言ったような町民あるいは利用者の声に耳をしっかりと傾けるという姿勢が必要だというふうに思うのです。ですから、教育委員会として、やっぱり今のいろんなパークゴルフ場を利用する方の健康保持だとかコミュニティの推進を図る上で、そういったメリットを最大限生かした上で教育委員会として主体的に発信する必要があるかと思っておりますけれども、もう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長(堀田) 菅原教育長。

1、教育長(菅原) 繰り返しになりますけれども、現段階での拡張は教育委員会としては考えてございません。ただ、町民の健康増進・保持は大切なことだというふうに思っていますし、基本的に寄附を頂いた土地というのは、まず防災公園の造成地でありますので、企画課が中心になって進められるのだろうというふうに思いますし、そこを教育委員会が押しつけるのもどうなのかということ、基本計画・基本設計の中でそういう話、話題提供もしながら、そういうことを検討していただきたいという現時点の考えで先ほどお話をさせていただきました。前崎議員からちょっとお叱りをいただけるかなというふうには当初思っていたのですけれども、私どもが中心に動くというよりは、町全体での検討委員会なのか、プロジェクトチームなのか、民間も含めた中で進

めるのか、その辺も私、確認はしておりませんので、今後どういう形になるか分かりませんが、しっかりとこのことについては検討課題として含めて構想を練っていただければというふうに思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 質問通告してから10日余りで、そのような状況の中で、なかなか短期間に検討するというのは困難だというのは十分理解できますけれども、現状の町民の皆さんの意見ですとか、そういったことをきちっとこれからやっぱり聞いた上で、しっかりとした計画を持って今後検討していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日9日と明後日10日は、議事の都合により休会とし、11日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時43分